

QRコードを利用した納付手続の開始

1月4日から新たにQRコードを利用して、コンビニエンスストアで国税の納付(コンビニ納付)ができるようになります。

従来は納付書が作成された納付書がなければ納付できませんでした。これからは自分のパソコンやスマートフォンを使い、国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」又は「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」からQRコードを作成したうえでコンビニ納付を行うことができます。

利用可能な店舗は、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップの「Loppi」設置店舗と、ファミリーマートの「Famiポート」設置店舗です。

また、納付できる金額は納付書を利用したコンビニ納付と同様に30万円以下となります。

QRコードの作成方法や納付方法等の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。また、納付書までお問い合わせください。

父母等から財産の贈与を受けた場合(暦年課税)の注意点

暦年課税において、父母等の直系尊属から財産の贈与を受けたかた(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上のかたに限る)のその財産にかかるとする額は、一般税率ではなく特例税率を適用して計算します。

特例税率の適用を受ける場合、贈与を受けた財産の価格の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、財産の

贈与を受けたかたの戸籍謄本又は抄本、その他そのかたの氏名、生年月日および贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要がある。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について特例税率を受けるためには提出する必要はありません。

所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出しなればならないかたで、30年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ30年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有するかたは、財産債務調査書を3月15日(金)までに提出してください。

財産債務調査書の提出

なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合は、加算税の加重措置が適用される場合がありますのでご注意ください。

国外財産調査書の提出

30年12月31日において、価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有するかたは、国外財産調査書を3月15日(金)までに提出してください。

なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合は、加算税の加重措置が適用されるほか、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

にせ税理士にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理することは税理士法により禁止されているだけでなく、専門知識の欠如等で納税者が不測の損害を被るおそれもあります。

必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照)

税金

社会保険料控除の対象

国民年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料として所得控除の対象となります。

市・都民税の申告や確定申告の際、社会保険料控除欄に平成30年1月1日(日)12月31日に納めた保険料(税)の全額を明記してください。

また、30年中に納めた過年度分の保険料(税)も対象です。

なお、国民年金保険料は、手続きの際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」の添付が必要です。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料又は介護保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付しているかたは、特別徴収義務者が発行する源泉徴収票に保険料(税)が記載されています。

また、介護保険サービスの自己負担分も一部が所得控除の対象です。

子育て

児童クラブ費の免除申請はお済みですか

対象のかたは申請により、平成30年度の児童クラブ費が免除されます。

健康

健康寿命をのばそう

「スマートライフ測定会」

健康づくりの役に立ちます。3月7日(木)・8日(金)午前10時~11時30分、午後1時30分~3時

※測定・相談は30分程度です。場スポーツセンター(久米川町3-30-15)

※車以外での来場にご協力ください。市内在住・在勤のかた

持上履き。不要、直接会場へ。場スポーツセンター(☎393・9222)

健康トレーニング体験会

トレーニング室を初めて利用するかた向けの体験会です。3月12日(火)・16日(土)午後1時~午後3時(いずれも同内容)

くらし

交通災害共済

「ちよこつと共済」

平成31年度の加入受付。加入して公的な共済制度で、加入しているかたは交通事故にあったときに見舞金を受け取ることができます。

市内在住のかた。Aコース年額1千円の会費で最高300万円の見舞金。Bコース年額500円の会費で最高150万円の見舞金

※中学生以下のお子さんがいる会員が交通災害で死亡したときは、年額12万円の交通遺児年金が支給されます。

2月1日(金)から本庁舎1階銀行窓口、各地域サービス窓口、市内金融機関の窓口(郵便局を除く)へ

※詳細は、市報2月1日号と併せて配付する加入申込書付きパンフレットやHPをご覧ください。

環境

地域美化清掃のためのボランティア袋配布

ボランティアで地域の美化清掃を行う自治会や団体等にごみ袋を配布します。

3月2日(土)10時(日)各公民館(中央公民館を除く)、スポーツセンター、ふるさと歴史館

※施設により開設日時が異なります。

平成31年度中に清掃活動を行う市内の自治会やボランティア活動団体等

※新規の団体等は登録手続きが必要です。

※自治会や既に登録している団体等へは2月上旬に申請書等を送付します。

申請環境・住宅課で配布する申請書に必要事項を明記し、2月21日(必着)までに環境・住宅課へ

空き家セミナー&個別相談会「我が家を空き家にしない」

「老後の住まい方」相対策や活用方法など、大切な住まいを次の世代に引き継ぐための準備や老後の住まい方について、専門家が解説します。

2月19日(消印有効)までにスポーツセンター(〒189-0000久米川町3-30-15)へ

特記事項性別・年齢

※参加決定は2月21日(木)以降に通知します。定員に満たない場合は、同日午後1時から電話と窓口で受付(先着順)

場スポーツセンター(☎393・9222)

健康寿命をのばそう「スマートライフ測定会」

健康づくりの役に立ちます。3月7日(木)・8日(金)午前10時~11時30分、午後1時30分~3時

※測定・相談は30分程度です。場スポーツセンター(久米川町3-30-15)

※車以外での来場にご協力ください。市内在住・在勤のかた

持上履き。不要、直接会場へ。場スポーツセンター(☎393・9222)

健康

健康トレーニング体験会

トレーニング室を初めて利用するかた向けの体験会です。3月12日(火)・16日(土)午後1時~午後3時(いずれも同内容)

※消せるボールペンは使わないでください。



交通安全共済

顎関節症(がくかんせつしょう)について
「口が開かないから食事ができない」「口を開けるとカクカク音がする」
顎関節症の発症や悪化を招く重大な要因です。歯の接触癖はあごの痛みだけでなく、かみ合わせの違和感や歯の痛み、歯がしみる状態につながる可能性があります。

東村山市歯科医師会